



# Jリーグ セーフガーディングガイドライン

## J.LEAGUE SAFEGURDING GUIDELINE

Jリーグセーフガーディングワーキンググループ

2021年2月24日試行

## 目次

はじめに.....	1
本書の読み方.....	3
FIFA によるサッカーにおける子どもたちの安全保護の5つの原則.....	4
JFA サッカーファミリー安全保護宣言.....	5
1. サッカー活動における子どもの見守りに関するガイドライン	
1) Jリーグが推奨する大人と子どもの比率.....	6
2) 大人と子どもの比率を考えるための要素.....	7
3) 大人による子どもの見守り体制.....	7
2. サッカーの試合と練習に関するセーフゲーディングガイドライン	
サッカーの試合と練習について確認したいこと.....	9
3. 施設の利用に関するガイドライン	
1) 更衣室・浴室・シャワールーム.....	11
2) ミーティングルーム・治療室・マッサージルーム.....	12
4. 大会への遠征の計画と実施に関するガイドライン	
1) 年度／シーズンのはじめに.....	13
2) 遠征前の重要な確認事項.....	13
遠征計画について.....	13
遠征に関係するスタッフとその役割について.....	14
行動規範について.....	14
病気あるいは負傷発生時の対応について.....	14
その他に配慮が必要な項目.....	15
保護者の同意書について.....	15
3) 遠征中の重要な配慮事項.....	16
集合前、集合時.....	16
到着時.....	16

遠征中.....	17
帰宅時、帰宅後.....	18

## 5. サッカー活動における移動に関するガイドライン

1) 選手(子どもたち)による移動について.....	19
2) チームバスによる移動について.....	19
3) 試合に使う備品の運搬について.....	20

## 6. サッカー活動に関する情報発信のガイドライン～ソーシャルメディアによる選手の画像と通信の利用など

1) 18 歳未満の選手(子どもたち)の画像の安全使用.....	21
2) 安全な撮影環境の確保.....	21
3) 個人情報の取り扱い.....	22
4) 選手(子どもたち)の情報通信技術 (ICT) とソーシャルメディア利用の注意点.....	22
5) 大人の情報通信技術 (ICT) とソーシャルメディア利用の注意点.....	23
6) 連絡方法について.....	23
7) 継続的な研修や知識のアップデートの実施.....	23
8) ソーシャルメディアに関するトラブルシューティング(解決方法).....	23

## 7. 選手(子どもあるいは子どもたち)の行方が分からなくなった場合～行方不明者ポリシー

1) 遠征先に関わらず必要なこと.....	25
2) 遠征先が国内の場合.....	26
3) 遠征先が国外の場合.....	26

## 【テンプレート集】

1) 遠征の計画に役立つチェックリスト(案).....	27
2) 保護者同意書(案).....	30
3) 活動中の写真および動画の撮影とその利用に関する同意書(案).....	32

## はじめに

本ガイドラインは、国際サッカー連盟（FIFA）が定める FIFA GUARDIANS（FIFA ガーディアンズ）を公益財団法人日本サッカー協会（JFA）が監訳した日本語版を底本として、Jリーグセーフガーディングワーキンググループが試行版として作成したものです。

特に、JFA リスペクト・フェアプレー委員会からのアドバイスをもとに、JFA サッカーファミリー安全保護宣言の趣旨と、今後展開される予定の、JFA チャイルドプロテクションポリシーの趣旨を反映させました。

今後、各クラブで JFA チャイルドプロテクションポリシーを実行するためにも必要な、各クラブ個別のセーフガーディングポリシーを作成する際に役立つよう心がけました。

また、Project DNA で行われる Jリーグアカデミー評価制度における評価基準のひとつ「セーフガーディング」に各クラブが取り組んで頂く際に役立つよう、この領域のベストプラクティスといえるイングランドプレミアリーグの取り組みを参考にし、できるだけ具体的に事象に対応できるような内容を心がけました。

その内容をご一読いただければお分かりいただけると思いますが、多くの項目が既に各クラブやアカデミーで検討され取り組まれていることです。しかしながら、日常、すぐそばで子どもたちの活動に関わる大人として、子どもたちを取り巻くサッカー環境について、安心と安全を確保するというセーフガーディングの視点で今一度整理し書き表すことにより、これまでの皆様の取り組みが安定して継続できると信じています。

FIFA は、FIFA ガーディアンズにより、「子どもたちの安全を守り、サッカーに参加することが、すべての人々にとって楽しみであるよう」メンバーをサポートし取り組んでいくとしており、「子どもたちの安全保護に関する最小限の要件」を提示しています。

本ガイドラインは、選手（子どもたち）を含む各クラブの皆様のフィードバックや実体験をもとにアップデートしていくことで、FIFA、JFA そして皆様とともに子どもたちや子どもたちとのサッカー活動に関わる大人である皆様自身を想定されるリスクから守る取り組みにつながると考えています。

本日からの試行期間を経て、2021 年内には J リーグ版としての承認を目指しています。評価基準に関連する内容でもあることから、各クラブのセーフガーディングポリシーを作成するために、移動送迎、国内大会、国際大会、宿舎／宿泊、ソーシャルメディア、練習と試合日に関するガイドラインをお示ししました。

今後アップデートも予定しておりますが、本ガイドラインが大きくずれることはありませんので、じっくりとご一読いただき、ポリシーの作成にお役立てください。

J リーグ版としては、サッカー活動に関わる大人を保護するためのコンプライアンス、八百長問題、スポーツインテグリティ、フェアプレーとリスペクトあるいはファンサポーターの皆様へのお願いなどの領域を含めたいと考えています。

J リーグセーフガーディングワーキンググループ

## 本書の読み方

1) 主語が曖昧な場合の主体は「クラブ」や「セーフガーディング担当者」とお読みください。

2) 「子ども」また「青年」とは5歳以上18歳未満の人を指します。5歳以上の子どもたちと18歳に限りなく近い青年とではサッカー活動が異なりますが、本ガイドラインでは、18歳未満の人を広く「子どもたち」としました。多くの場合「選手」を加えた方が理解しやすいと判断し、「選手（子どもたち）」と表現しました。

3) 5歳未満の乳幼児のサッカー活動についての対応は、本ガイドラインでお示した項目以外に特別な考慮<sup>1</sup>が必要ですが、本ガイドラインの限界としてご認識いただき、医師、看護師、保育士、弁護士などの専門家にアドバイスを求めることを強くお勧めします。しかしながら、楽しく安全にサッカー活動を行う権利については年齢に関わらず守られるべきと考えています。

4) 本ガイドライン作成の際に底本とした「FIFA ガーディアンズ」は、「子どもたち」の安全保護をその範囲としているため、例えば18歳を超える年齢の人々の虐待に対処することを範囲外（FIFA ガーディアンズで取り扱う範囲を超えるという意味です）としています。本ガイドラインでも子どもたちへの視点を多く含めましたが、同時にサッカー活動を行う大人（コーチを含めたスタッフや保護者）の安全や安心の確保も大切な視点です。その視点でも本ガイドラインをお役立てください。

5) 本ガイドラインでは、各クラブの皆様にご固有のセーフガーディングポリシーを作成して頂くことを目的としています。そのため、禁止事項のように見える表現がある場合がありますが、実際に禁止している項目はありません。ポリシーを作成するための「ガイドライン」という認識でお読みください。

---

<sup>1</sup> 例えば、乳幼児は体温調節機能が未発達で、汗をかく機能が未熟なため大人と比べて暑さを感じてから汗をかくまでに時間がかかり体温を下げるのにも時間がかかるなどと言われており、大人よりも外気温の影響を受けやすいとされています。地面からの距離も大人に比べて近いことから周囲の大人が気にかける必要があります。参照：国立研究開発法人国立成育医療研究センター、<http://www.ncchd.go.jp/hospital/sickness/children/heatstroke.html>

## FIFA によるサッカーにおける子どもたちの安全保護の5つの原則<sup>2</sup>

“UNCRC の条項と精神にしたがい、サッカーにおける子どもたちの安全保護は、以下に示す 5 つの原則に基づいています。これはすべてのステークホルダーに適用されるものです。”

1. 私たちは、子どもたちの最善の利益のために行動する。子どもの安全な環境を保証することは、子どもたちがサッカーを楽しみ、成長することに対する私たちの約束の一つである。

We will act in the best interests of children. Ensuring that children are safeguarded is part of a commitment to enhancing their enjoyment of and performance in football.

2. 子どもの権利条約に基づく子どもの権利を遵守し、促進する。

Children's rights, as set out in the UNCRC, will be respected and promoted throughout the game of football.

3. この 5 原則及びツールキットの取り組みは、人種、肌の色、民族、国籍、性別、性的指向、障害の有無、言語、宗教、政治的見解、貧富などあらゆるステータスに関係なく、差別されることなく、すべての子どもたちに適用される。

The principles and practices in this toolkit will be applied to all children and without discrimination on account of race, skin colour, ethnic, national or social origin, gender, disability, language, religion, political opinion or any other opinion, wealth, birth or any other status, sexual orientation or any other reason.

4. 子どものセーフゲーディング（安全保護）は、サッカー界における役割や出身国に関係なく、すべての人の責任である。

Safeguarding children is everyone's responsibility, regardless of the country we are from or the role we hold in football.

---

<sup>2</sup> <https://resources.fifa.com/image/upload/toolkit-fifa-guardians.pdf?cloudid=nz1lyz3ykaioy7gwfmg>

5. 具体的な責任および役割は各国協会によって定められる。いかなる懸念も、私たちがもっとも大切にする子どもの最善の利益に従い、また国内の法律に遵守し、本プログラムが定める手順に沿って早急に報告および対処する。

Specific roles and responsibilities must be defined within MAs and all concerns will be reported and dealt with immediately in accordance with stated procedures, in line with national legislation, and with the best interests of the child as the primary concern.

### JFA サッカーファミリー安全保護宣言<sup>3</sup>

1. サッカーにおける暴力・暴言を根絶しますゼロ・トレランスの実現
2. 子どもたちをハラスメントから守ります。
3. 子どもたちの健康を守ります。
4. 良い指導者の養成と有資格指導者を適正に配置します。
5. 暑熱環境下等でのサッカー環境を改善します。
6. 年齢・性別・障がい・人種に関係なく、サッカーを楽しめる環境を整備します。

---

<sup>3</sup> [https://www.jfa.jp/respect/safety\\_protection/](https://www.jfa.jp/respect/safety_protection/)

## 1. サッカー活動における子どもの見守りに関するガイドライン

クラブのすべてのサッカー活動における、スタジアム、トレーニング施設および用具に関連するすべてのリスクは、セーフゲーディングの視点から確実に回避される必要があります。さらに、いかなるサッカー活動においても、大人による十分な子どもたちへの見守りの体制が整えられていない時に事故や事件の発生の可能性が高まるため、子どもたちはその場にいる大人により、常に適切に見守られる必要があります。

クラブのサッカー活動において、それに関わるスタッフの配置や見守りの度合いは、その判断が困難なときもあります。子どもたちの安全を確保するために十分なスタッフがいること—そしてこれらの大人たちが必要に応じて様々な役割を担うのに適した大人であることを事前に確認しておく必要があります。以下に示すような、推奨される割合に常に従うことは難しいかもしれませんが、しかしながら、いつでも子どもたちの見守りについて最高レベルを達成するために、クラブやその場にいる大人は最大限の努力をする必要があります。

### 1) Jリーグが推奨する大人と子どもの比率

現段階（2021年2月24日）の日本の法令や政府等ガイドラインでは、スポーツ活動中の一人の大人に対する子どもの見守り数に明確な数値は示されていません<sup>4</sup>。JリーグはJFAと連携しながら、FIFA ガーディアンズが推奨する比率を参考に、以下の大人対子どもの比率を子どもの安全保護のために推奨します。

- 5歳から8歳の子どもたちと関わる際には、大人1人に対して子ども16人の割合
- 9歳から18歳の子どもたちと関わる際には、大人1人に対して子ども20人の割合

青年が年下の選手の見守りをサポートしている場合には、18歳またはそれ以上の年齢の人のみが大人対子どもの比率を計算する際に大人として含まれます。すべての活動について、少なくとも大人2人が参加するように計画する必要があります。

---

<sup>4</sup> スポーツ環境に類似する例では、文科省が定める義務標準法第3条では、学校教育において一人の先生に対する見守り数といえる「基礎定数」が40名（1学級あたり40名）と定められています。

## 2) 大人と子どもの比率を考えるための要素

子どもたちを安全に見守るために何人の大人が必要かを決定する際に、各クラブや活動に関わる大人は、活動前の計画時に以下の要素を考慮する必要があります。

- サッカー活動に参加する子どもたちの数
- 子どもたちの年齢、習熟度およびサッカー経験
- スタッフ、ボランティアまたは子どもたちのメンバーの中に、学習障がいまたは身体的障がいもしくは特定要件がある者がいるか否か
- 子どもたちの中に対応の難しい行動をする者がいるか否か
- サッカー活動に伴う特有の危険
- 環境に伴う特有の危険
- スタッフおよびボランティアのメンバーの資格および経験のレベル
- サッカー活動の全プログラム

## 3) 大人による子どもの見守り体制

クラブのすべてのサッカー活動において十分な大人による見守りの体制を確保するため、各クラブそして活動に関わる大人は、以下の点を考慮する必要があります。

- すべての活動には少なくとも2名の大人が参加するよう計画し、大人1名で子どもたちと取り残される状態を回避すること

※例えば、大人1名が負傷者の対応に回った際、次に事故が発生した場合に子どもたちが取り残されるため、緊急対応などにより1名になる場合の回避手段が決まっている必要があります

- 子どもたちの1グループに対して、参加する子どもたちと同性の大人が、少なくとも1名常に同行すること

※例えば、男性の子どもたちの1グループに対して、男性の大人が少なくとも1名同行し、もうひとは男性でも女性でも構いません

- 男女混合グループには少なくとも男性女性各1名の大人が同行すること
- 子どもたちに直接関わるすべての大人が、信頼のおける採用プロセスを経て採用されており、クラブの行動規範に署名し、最新のJリーグのセーフガーディングワークショップを受講した各クラブのセーフガーディング担当者によるクラブ内研修を受けていること

※上記で限定している研修（ワークショップ）は、変更となる可能性があります

## 2. サッカーの試合と練習に関するセーフガーディングガイドライン

クラブのサッカー活動の中心には、試合と練習があることをわたしたちは理解しています。身近なサッカーの試合と練習が、最大限子どもたちの安心と安全を確保されたものであることは、サッカーにおける楽しみとパフォーマンス向上のために何よりも優先されなければなりません。

選手（子どもたち）には、安全かついつでも受け入れられる環境、いかなる形の虐待、ハラスメントあるいは搾取のない環境でサッカーに参加する権利があります。子どもたちの権利を侵害するどのような虐待も、決して許されるものではないということをわたしたちは認識しなければなりません。

子どもたちが安心して安全にサッカー活動に参加するために、子どもたちの言葉を聞くことが必要です。そして子どもたちに関わるあらゆる決定や措置には、子どもたちの意見を考慮する必要があります。

### サッカーの試合と練習について確認したいこと

すべてのサッカー活動の中心にある試合と練習において、選手（子どもたち）の安心と安全を最大限確保するために、以下のことを確認する必要があります。

- サッカーの試合と練習に関わるすべてのスタッフ、選手（子どもたち）がそれぞれの立場の行動規範を理解し、それに署名していること
- サッカーの試合あるいは練習を始める前に、試合あるいは練習の計画があること
- サッカーの試合や練習で子どもたちと関わるスタッフ（特にコーチだがそれに限らない）に求められる各クラブのコーチングの際の方針（コーチングフィロソフィーなどと言います）に各クラブのセーフガーディングポリシーが反映されていること
- サッカーの試合や練習前のミーティングで、活動中に起こりうるすべてのリスクを回避する手段や実際にリスクが生じた際の対応の手順について、関係するスタッフと選手（子どもたち）に伝達し、実行できる状態になっていること
- サッカーの試合や練習中にリスクを発生する可能性がある用具や機器が事前に取り除かれていること
- サッカーの試合や練習中に用具や機器によるリスクを感じた場合にはすみやかに取り除くよう、セーフガーディング担当者またはそれにふさわしい代理として任命された大人が、関係するスタッフや子どもたちに指示していること

- サッカーの試合や練習中に発生する上記以外のリスクに備え、セーフゲーディング担当者またはそれにふさわしい代理として任命された大人が、もう1人の大人と協力しながら少なくとも2名で選手（子どもたち）を見守っていること
- サッカーの試合や練習後のミーティングで、未然に防げたリスクや実際に発生したリスクへの対応の結果を複数の大人により評価し、各クラブのセーフゲーディング担当者に報告する仕組みがあること。その際に選手（子どもたち）の意見が含まれていること
- サッカーの試合や練習後に報告されたセーフゲーディングに関する評価をもとに、各クラブのセーフゲーディング担当者がセーフゲーディングポリシーをすみやかに見直し、クラブ内の必要な手順を経て承認を得た後、関係するスタッフ、選手（子どもたち）そして保護者等に周知する仕組みがあること
- サッカーの大会に参加する場合は、その参加を決定する前に、以下の項目（これに限らない）を各クラブのセーフゲーディングポリシーに照らし合わせて検討し、参加の可否を判断するクラブ内の手続きがあること
  - 大会のルール、スケジュール、対戦相手、ピッチ状態、宿泊施設（例えば割り当てられた部屋数や試合会場からの距離など）、指定された移動手段（例えばホテルでの宿泊を伴わない長時間で複数回の乗り継ぎの強要の有無など）、周辺環境（例えば歓楽街の近くなど）、試合会場の気候（例えば気温差など）や地理的条件（例えば高地馴化やワクチン接種が必要な地域など）、参加者に課される義務（例えば試合直前や試合直後に長時間の取材依頼や大会に関係しない肖像権の利用など）あるいは大会に関わるクラブ外の大人（例えば仲介人との接触が想定される場合など）等
- 初めての場所でサッカーの練習や試合を行う場合には、事前にその会場や周辺環境を各クラブのセーフゲーディングポリシーに従い調査し、活動中に起こりうるすべてのリスクを回避する手段や実際にリスクが生じた際の対応の手順について、関係するスタッフ、選手（子どもたち）そして必要に応じて保護者に練習や試合までに伝達し、実行できる状態になっていること
- セーフゲーディングに関して大人から選手（子どもたち）に伝える場合、簡単で明確な言葉で伝えること
- セーフゲーディングポリシーやこれに関連する実施計画の作成や実施の際に、子どもたちの意見を反映すること

### 3. 施設の利用に関するガイドライン

サッカー活動の多くは屋外で行われますが、その準備や試合あるいは練習の後には屋内で過ごす時間があります。屋外での試合や練習同様、子どもたちが屋内の施設を利用する際にも、最大限子どもたちの安心と安全を確保する必要があり、屋内施設（アリーナや体育館など）でのサッカーの試合（フットサルやミニサッカーなど）や練習時を含め、以下の点を考慮する必要があります。

#### 1) 更衣室・浴室・シャワールーム

- スタッフと子どもたちが同じ施設を使用している場合には、別々に更衣、浴室、シャワーおよびトイレのエリアを利用できること
- スタッフは、同じ施設を使用して子どもたちと同時に更衣や入浴、シャワーを浴びないこと
- いかなる状況下においても、更衣室においてスタッフは子どもたちの前で衣服を脱がないこと
- 男女混合の活動のために、少年少女は別々の施設を利用すること
- 子どもたちが人前で更衣、入浴、シャワーを浴びることを不快に感じている場合には、そうするように圧力をかけないこと。代わりに、家で行うなど別の手段を取ることを推奨すること。遠征中の場合は子どもたちや宿泊先と相談し解決策を見つけること
- スタッフおよび子どもたち自身によるビデオ録画機能のついたスマートフォンや付属のカメラ等の更衣室での使用を原則として禁止し、いかなる状況下でも更衣室での使用は認めないこと
- 更衣室が利用できない場合には、活動前に子どもたちおよび保護者にそのことを伝えておく必要があり、代替えの準備を事前に行い、適切な服を加えて着用するように推奨しておくこと
- 保護者が、本当に必要でない限り、更衣室に入室しないようにすること
- 保護者の入室が必要な場合は、事前にスタッフに知らせた上で、子どもたちと同性の保護者のみが更衣室への入室を許されること
- 他の子どもたちが更衣室にいる場合には、少なくとも、関連する子どもたちと同性のスタッフのうちの1名がその保護者と同席すること
- スタッフ、特に異性の者は、子どもたちが衣服を脱いでいる時には更衣室にいないこと

※日本の伝統的な文化として、温泉、銭湯（公衆浴場）あるいは大浴場（単に浴場とも言います）の利用があります。特に温泉は、身体をあたためる温熱作用の他、温泉成分が効能を発揮するとされており、疲労回復やリラックス効果を高めるために利用されることが知られています。サッカー活動中のこの利用方法について、クラブ内で選手（子どもたち）、保護者を含めた同意を得る必要があります

## 2)ミーティングルーム・治療室・マッサージルーム

- 利用の前に、セーフガーディング担当者が利用目的、人数、時間、大人の数把握し、利用を許可していること
- いかなる状況下でも、室内の様子を室外から知ることができる状態を保つ（例えば、ドアを開けておく）か、2名以上の大人が選手（子ども）と同席し、選手（子ども）と1対1で時間を過ごすことを回避すること
- スタッフは、常にそれぞれの行動規範を反映した方法で、選手（子どもたち）に関わるが、その行動規範には、選手（子どもたち）に個人的に接触しないことが含まれていること

## 4. 大会への遠征の計画と実施に関するガイドライン

アウェイゲームおよび大会への遠征は子どもたちにとっては安全で楽しいものでなければなりません。保護者は多くの場合、子どもたちが離れていることを心配しますが、慎重に計画と準備がなされれば、子どもたちの様々なニーズと遠征の潜在的な危険（リスク）をクラブが事前に考慮していることを示すことができ、保護者のご心配を緩和することができます。遠征に同行するすべてのスタッフには、選手（子どもたち）と自身を含めたすべてのスタッフが安全に自分の家／国に帰るために最大限の安全を確保できるよう、事前の準備と万が一事故などが発生した場合の適切な対応に備える必要があります。

### 1) 年度／シーズンのはじめに

シーズンのはじめに保護者とのミーティングを開催し、クラブのセーフゲーディングポリシーおよび措置（従わない場合の対応）について説明し、スタッフを紹介し、行動規範を確認し同意を得る必要があります。このミーティングは、通常の練習やホームでの試合に加え、アウェイでの試合および大会のための遠征について話し合い、保護者が同意書に署名をするための最適な機会となります。同じ目的で選手（子どもたち）ともミーティングを行う必要があります。

### 2) 遠征前の重要な確認事項

遠征を計画する際に、以下の項目やその手順について考慮し、その計画自体を承認する手順（例えば、保護者説明会や選手説明会をいつ行うかなど）を決めておく必要があります。

#### 遠征計画について

- 宿泊先や移動手段をどのような方法、手順で手配するか
  - ※Jリーグでは、遠征に係る宿泊先、移動手段など、旅行業法に定められている旅行業者あるいは旅行業者代理業者への旅行手配を推奨します
  - ※計画立案担当者が最終承認者の承認を得て発注（発券）するまでの手順とタイムラインが定まっていることが必要です。海外遠征の場合、特別な準備（パスポートの取得、ビザの申請）が必要な選手（子どもたち）がいることをふまえ、余裕をもった準備期間が必要です
- 出発日時、集合場所、解散場所および帰宅日時、大会や試合情報等を含むプログラムを作成すること

- 現地訪問、旅行会社もしくは宿泊先の担当者などの手段を用いて、実際に利用する施設や設備環境、他の宿泊予定者（個人名ではない）、周辺環境（治安、災害などのリスクを含む）あるいは緊急時の対処法と連絡先などの最新情報を入手しプログラムに反映すること
- 出発までに最低1度ミーティングを行い、保護者が遠征行程に目を通し、保護者および子どもたちの視点からの質問または懸念事項に対応すること

### 遠征に関係するスタッフとその役割について

- その遠征の中で誰がセーフガーディング担当者またはその代理かを明確にし、その人物がセーフガーディングという役割に適切であることを確認しておくこと
- 遠征に参加するすべての人が、その遠征におけるそれぞれの役割は何かを確認していること
- 子どもたちの1グループに対して、参加した子どもたちと同性の大人が、少なくとも1人常に同行すること
- 3年以内に普通救命講習Iを修了した者（もしくはこれ以上あるいはこれに準ずる講習を受け、技能維持のための再講習を受けている者）が少なくとも1人同行すること
- 同行しないスタッフが連絡担当者となり、その担当者が遠征に参加する人を把握し詳細な連絡先のリストを持っていること

### 行動規範について

- 出発までに、選手（子どもたち）と協力してその遠征の規則（そして違反した場合の対応）を定め、選手（子どもたち）がその行動規範に同意し署名すること
- 遠征に行くすべての人々（大人と18歳未満の子どもたちの両方）がそれぞれの立場の行動規範に同意し署名をすること
- 海外遠征の場合、遠征先で合流するスタッフ、通訳、ドライバーにもスタッフの行動規範を説明し署名をしてもらうこと

### 病気あるいは負傷発生時の対応について

- チームドクターと理学療法士が同行する場合には、常にそれぞれの職業規範を反映した方法で、選手（子どもたち）の病気または負傷の治療を行うこと
- チームドクターと理学療法士が同行しない場合の病気または負傷が発生した場合のルート（近隣の病院への協力依頼など）を確保し、対応の手順を決めておくこと

### その他に配慮が必要な項目

- 適切な保険に加入すること
- 選手（子どもたち）に懸念事項が生じたときの連絡方法（ツール、タイミング、ルートなど）を確保すること
- 宿泊先の食事の内容を保護者に事前に共有し、アレルギーによる制限や変更の対応を宿泊先に依頼すること
- 選手（子どもたち）が、他人から見えるところに個人名のついたシャツまたは帽子などを着用しないこと
- 出発までに誰が誰と宿泊施設を共有するか（部屋割り）について同意を得ること
- 部屋のサイズに応じて適切な人数配分をすること
- スタッフの寝室を分散させること（例えば、チームが3フロアを超えて分かれて宿泊している場合には、各フロアに少なくとも1部屋の大人の部屋があります。可能であればチーム全体が同じフロアに宿泊することを推奨します）

### 保護者の同意書について

遠征に出発する前に、保護者が少なくとも以下の事項（これに限らない）に同意していることを強く推奨します。

※署名された同意書をクラブが安全に保管する必要があります。

- 遠征のスケジュールや出場する大会や試合情報等について
- 宿泊先や移動手段について
- 旅行を手配する旅行会社について
- 滞在先もしくは周辺の情報について：設備環境、他の宿泊団体、周辺環境あるいは緊急時の対処法と連絡先など
- その遠征中のセーフガーディング担当者について
- 遠征に参加し関係するすべての人とそれぞれの役割について
- 連絡担当者となる同行しないスタッフの連絡先について
- 遠征に行くすべての人々（大人と18歳未満の子どもたちの両方）がそれぞれの立場の行動規範に同意し署名をしていることについて
- 海外遠征の場合、遠征先で合流するスタッフ、通訳、ドライバーにもスタッフの行動規範を説明し署名をしてもらうことについて

- チームドクターと理学療法士の同行の有無とその責任の範囲について
- チームドクターと理学療法士が同行しない場合の病気または負傷が発生した場合のルート（近隣の病院など）と対応の手順について
- 加入する保険について
- 選手（子どもたち）に懸念事項が生じたときの連絡方法（ツール、タイミング、ルートなど）について
- 宿泊先の食事の内容への対応について（アレルギーなどがある場合）
- 遠征中の服装について
- 遠征先での宿泊について

### 3) 遠征中の重要な配慮事項

遠征はいつもの練習とは環境が異なることから、より慎重に移動中や到着後の対応を行う必要があります。遠征前に立てた計画通りに進まない場合でも落ち着いて対応できるよう、いくつかの状況ごとに重要事項を再確認し、計画を見直す計画などを立てておく必要があります。

#### 集合前、集合時

- 自宅から最初の交通機関（バス、飛行機、電車等）搭乗前に集合場所と集合時間を確認できていること
- 自宅を出る前に、選手（子どもたち）が、その遠征のセーフガーディング担当者もしくはその代理としてふさわしいと認められた大人の名前と連絡先を知っていることを保護者と連携して確認できていること
- その遠征のセーフガーディング担当者もしくはその代理としてふさわしいと認められた大人が、選手（子どもたち）が一人きりになることがないように、選手（子どもたち）より早く集合場所に到着するよう計画していること

#### 到着時

- 部屋の中で、またその他のいかなる時にも、アルコールや薬物に接する機会がないようにすること
- 視聴できる動画へのアクセスが適切な内容であり、アダルト動画が子どもたちの部屋で利用できないことを確認すること
- すべての人が非常口及び緊急時の手順を確認できていること

- 現地の状況に応じ、プログラムおよび遠征の規則を見直すためのグループミーティングを行うこと

## 遠征中

- 毎日グループミーティング（選手同士、選手とスタッフ、スタッフ間）を行うこと  
 ※ミーティングは長時間である必要はなく、セーフガーディングの視点で遠征の参加者のわずかな異変などに気付く機会を持ち、課題や問題を話し合い、解決する機会を提供する必要があります
- 毎日の体調（起床時の検温、睡眠時間、体重、食欲など）を確認し、行動を記録すること
- 同行しないスタッフに日々の状況を報告すること  
 ※負傷、発熱、緊急搬送などが生じた場合の報告の手順や経路を決めておく必要があります
- チームの荷物や個人の荷物の保管方法、貴重品の管理方法あるいは部屋の施錠方法などが理解・共有されていること
- 大会または遠征の最中に、選手（子どもたち）が病気や負傷のため宿泊施設に残る場合には、その世話のために2名以上のスタッフが残る体制ができていること
- 遠征中の気付きにくいストレスに対応するための計画があること  
 ※例えば、「オフ」になった場合には、スタッフと選手（子どもたち）が、グループで観光し、レクリエーション活動に共に参加することなどが考えられます
- すべての選手（子どもたち）がグループで共に移動し、宿泊施設に1人取り残されない配慮がなされていること。もし選手（子どもたち）がグループから離れる場合には、「集合場所」を設定すること
- すべてのスタッフの携帯電話が24時間つながるようにしてあること。遠征に同行しないスタッフだけではなく、すべてのスタッフが緊急時のために保護者の連絡先（氏名および電話番号）のリストを保持し、保護者はスタッフのリストを保持していること
- 帰路に着く前に、旅行保険手続きの有無を確認すること（遠征先や空港での対応）  
 ※保険の利用の際、現地での手続きが必要な場合があります（盗難届など）。病気や負傷があった場合だけではなく、盗難や置き引き、ロストバゲージ（空港での荷物の紛失）などの被害の場合にも現地で手続きが必要な場合があります。保険会社の担当者のアドバイスを受ける必要があります
- すべての人が分かるように明確な「行方不明者ポリシー」（詳細後述）が設定されていること

## 帰宅時、帰宅後

- 選手（子どもたち）とスタッフの帰路と帰着の確認手段が確保されていること  
※確実に帰り着く手段をサポートし、必要に応じて後泊の手配と帯同も必要になります
- 選手（子どもたち）とスタッフの体調面と精神面の状況を把握できていること  
※少しでも異変がある場合の手順を確保し、選手（子どもたち）やスタッフがいつでも連絡できるようにしておく必要があります
- 次回の計画に活かすために、選手（子どもたち）とスタッフから遠征についてのフィードバックをすみやかに受けること（例えば、楽しかったことと変えたいことの双方を尋ねるなど）
- 旅行保険手続きの有無を確認すること（帰宅後の対応）  
※保険の利用は病気や負傷があった場合だけではなく、帰宅後に盗難などの被害の場合にも手続きが必要です。体調などの変化だけではなく、持ち物にも注意する必要があります

## 5. サッカー活動における移動に関するガイドライン

すべてのサッカー活動を行う際に移動が伴います。子どもたちに対する潜在的な危険（リスク）は、大人の目の届きにくい移動中にも発生しやすくなるため、その回避の手段を考慮する必要があります。クラブハウス、スタジアムあるいは練習場などサッカーに関係する場所への自宅からの移動だけではなく、学校からクラブハウスといった、自宅からではない移動も考慮する必要があります。クラブが送迎する場合や保護者による送迎もありますが、子どもたちだけで移動する場合には、最大限安全を確保することが必要です。選手（子どもたち）の移動について慎重に計画と準備をすることで、保護者と連携して潜在的な危険（リスク）を限りなく排除することが可能です。クラブは選手（子どもたち）の移動について、以下の項目を考慮しておくことが必要です。

### 1) 選手（子どもたち）による移動について

- 試合や練習会場への選手（子どもたち）の移動手段や移動時間を把握し、移動中に発生し得るあらゆるリスクを想定した上で、移動中の禁止事項（例えばボールを蹴りながら車道のすぐ脇を移動するなど）、集合時間、集合場所あるいは解散場所などが事前に決められていること
- サッカー活動に関わるすべての人がサッカー活動に関わる必要な保険に加入していること
- 選手（子どもたち）の移動が安全に行われることを目的として、交通事故防止の研修（授業もしくはイベントなど形式を問わない）がシーズンのできるだけ早いタイミングでクラブの全スタッフと全選手を対象に行われていること
- 移動時に、選手（子どもたち）が単独行動になることがないように（最低2名以上）、保護者による送迎の有無、移動手段（電車、バスなど）、ルート（選手がひとりになる場所への迎えの時間など）あるいは所要時間を含めて確認し、集団からはぐれた際や所要時間を過ぎた場合の対応についての連絡手段を活動グループごと（例えば所属チームごと）に決め、すぐに保護者や選手（子どもたち）が連絡や報告ができる状態にしてあること

### 2) チームバスによる移動について

- チームバスで移動する場合、少なくとも以下の項目（これに限らない）が作成または確認されており、セーフゲーディング担当者により承認されていること：

事前の運転計画（所要時間、ルート、駐車場所など）、事故やトラブルが起きた際の

連絡手順、乗り物酔いなどの配慮が必要な選手（子どもたち）など

- チームバスのドライバーは、適切な運転免許とクラブが必要とする十分な経験を有するクラブの専任もしくは外部の会社に委託したドライバーであること
- ※ コーチによるチームバスの運転、社用車あるいは自家用車による送迎を、Jリーグとしては推奨しません
- チームバスのドライバーがスタッフの行動規範に同意し署名をしていること

### 3) 試合に使う備品の運搬について

- 事前にチームが持ち出すもの、試合会場に用意されているものが明確になっていること
- 運搬の必要がある場合、試合への運搬方法が事前に決まっていること。分散して選手（子どもたち）が運搬する場合、移動中の安全が確保できることを前提に、移動距離、移動手段、選手（子どもたち）の体力的・精神的な負担を考慮した一人当たりの分量の基準を定めて、選手（子どもたち）の了承を得て事前に分担してあること
- 会場では事前に定めたチーム荷物および貴重品の管理を担当する大人が、管理場所や管理方法を事前にまたは当日の会場に到着次第すみやかにスタッフあるいは選手（子どもたち）に伝えられること

## 6. サッカー活動に関する情報発信のガイドライン～ソーシャルメディアによる選手の画像と通信の利用など

近年の情報通信技術（ICT）の進化により、わたしたちは世界中のフットボールに関する情報を文字だけではなく、限りなく精密な画像や動画でリアルタイムに受取ることが可能となりました。文字情報、写真、動画あるいはビデオクリップは、実際にサッカーの試合や練習を見ることができない世界中の人たちにその様子を発信する際にとっても有効です。これらの最新情報を提供することにより、離れた場所でもサッカー活動をみて楽しみ、その成果を祝いそして活動を推進することが可能です。また、特にサッカーの動画は選手のパフォーマンスの向上を目的とした分析やチーム戦術などの分析にも使用されます。

一方で、選手（子どもたち）に危害を加えようとするあるいは危害のリスクに晒すことを目的として、選手（子どもたち）の写真や動画を撮影し、加工する人が急増していることも事実です。

クラブは、選手（子どもたち）を想定される情報発信のリスクから守るために、ソーシャルメディアおよび写真や動画の安全利用に関する合理的措置を定める際、以下のような項目を考慮する必要があります。同時にクラブは、その価値を高めるためにクラブ独自の情報発信のあり方も定める必要があります（本ガイドラインでは定めていません）。

### 1) 18歳未満の選手(子どもたち)の画像の安全使用

- 撮影の前に、選手（子どもたち）とその保護者から許諾が得られていること

※選手（子どもたち）とその保護者には、サッカー活動に参加する際に、クラブの担当者もしくはクラブが委託した者が、以下のような目的のために写真や動画を撮影する場合があること、あるいは企画取材の場合、撮影目的と撮影方法、撮影時間、撮影した写真や動画、コメントが掲載される媒体などを事前に説明した上で、同意書への署名を得ておく必要があります：

パフォーマンスの向上のためのビデオ撮影

イベントまたは成果についてのメディア掲載

ホームページまたは出版等、プロモーション目的での利用

日本代表（アンダーカテゴリーの代表活動などを含む）などの第三者への提供

### 2) 安全な撮影環境の確保

- 撮影計画がセーフガーディング担当者に承認されていること
- 撮影者が18歳未満の選手（子どもたち）に対し、他の大人がいない状態で接近しないこと
- 少なくとも1名のスタッフまたは選手（子どもたち）の保護者が撮影に同席すること
- 更衣室、浴室または寝室での1対1の撮影ではないこと
- 品位を欠く方法で子どもたちの撮影を行わないこと
- メディアに登場するすべての人の服装が適切であること  
※例えば、最低限でもシャツと半ズボンを着用しているなど
- 上記のような安全な撮影環境を確保できる撮影者の行動規範があり、それに撮影者と同席する大人がすべて署名していること

### 3) 個人情報の取り扱い

- 個人情報を利用するすべての大人が個人情報保護法（正式名称：個人情報の保護に関する法律）を理解していること
- ホームページまたはソーシャルネットワーク上に公表された情報に、例えば選手（子どもたち）の自宅住所、Eメールアドレスまたは電話番号等、児童の身元を特定する詳細個人情報が含まれていないこと

### 4) 選手(子どもたち)の情報通信技術 (ICT) とソーシャルメディア利用の注意点

ICT やソーシャルメディアは発信を行うために有効な手段ですが、一方で ICT およびソーシャルメディアを悪用することも可能です。これらの利用には以下のリスクがあることを認識した上で、このリスクを回避する継続的な教育や相談窓口を設ける必要があります。

- 個人情報に不正アクセスされ、使用またはその共有（例えば、選手の氏名、住所、電話番号または位置情報など）がなされること
- 悪意または疑わしい意図を伴う大人からの望まない接触があること
- 不快な、不適切な素材を送りつけられることがあること
- オンラインでのいじめの可能性があること
- 性的虐待のためのグルーミング（子どもに寄り添いながら信頼関係をつくり、近づく行為）の可能性があること

- 情報発信の際は他者のプライバシーや権利（著作権、知的所有権、肖像権）を侵害する可能性があること

## 5) 大人の情報通信技術（ICT）とソーシャルメディア利用の注意点

誤解を受けるような選手（子どもたち）との通信の結果、以下のことが起こり得ます。

- 捜査の可能性（クラブ内懲戒や法的措置）
- 上記による懲戒措置の可能性

※一般原則として、大人は決してソーシャルメディアの不適切な使用に関わってはなりません。例えば、選手との1対1のメッセージのやりとり、選手（子どもたち）の心理的な安全や安心を損ない、危害を加えあるいはクラブの評判を損なう可能性のあるソーシャルメディアサイト上のコメントの投稿などがあります

## 6) 連絡方法について

全てのコミュニケーションは、可能であれば保護者を経由して行われるのが一般原則ですが、不可能である場合には選手（子どもたち）だけでなく、最低2名の大人を通信に含める必要があります。連絡方法については、選手（子どもたち）と保護者からも同意を得る必要があります。

## 7) 継続的な研修や知識のアップデートの実施

情報通信技術（ICT）の進化のスピードや高度化する悪用の手口に対応するために、定期的な研修や資料提供など、最新のソーシャルメディアの特徴や情報共有を行う必要があります。

## 8) ソーシャルメディアに関するトラブルシューティング（解決方法）

選手（子どもたち）がソーシャルメディアの利用に関して困ったとき、トラブルに巻き込まれそうになったときあるいは巻き込まれたときの対応を事前に確認しておく必要があります。

- 相談窓口が設置してあること
- 不快な人をブロックすること

- 受け入れられないコンテンツ（画面に表示された内容、送付されてきた情報など）を見つけた場合の報告経路を決めておくこと  
※保護者、クラブの広報、セーフガーディング担当者または警察に直ちに報告するなどの対応が考えられます
- 選手（子どもたち）の動画または写真撮影またはソーシャルメディアの使用に関して、不適切であると考えられる方法で行動する人についての報告経路を決めておくこと  
※保護者、クラブの広報、セーフガーディング担当者または警察に直ちに報告するなどの対応が考えられます
- 選手（子どもたち）や保護者が日本語を母国語としない場合のすべての情報提供の方法を決めておくこと  
※十分な通訳、翻訳体制を取ることができない場合、選手が日本語を理解しているが保護者が日本語を理解できない場合（日本語を読むことができない場合など）に選手とスタッフが直接やり取りする際に、ボランティアを介在させるなどの方法があります

## 7. 選手(子どもあるいは子どもたち)の行方が分からなくなった場合～行方不明者ポリシー

初めて訪れる場所では、選手(子どもたち)が道に迷うなど一時的に行方が分からなくなる(一般に、行方不明と言われていいます)があります。また行方不明にはその他の理由も想定されます。遠征に同行する大人は、特に遠征先でそのような状況が起こった際に落ち着いて対応しかつ迅速に周囲の協力を得られるよう、以下のような準備や手順(行方不明者ポリシー)を決めておく必要があります。

### 1) 遠征先に関わらず必要なこと

- 行方不明者が出た際の役割分担が明確になっていること
  - ※例えばすべての情報を集約・周知する担当、保護者や警察に連絡する担当、行方不明の選手(複数の場合もあり得る)を警察と協力して探す担当、クラブに連絡を入れる担当あるいは残る選手(子どもたち)を見守る担当(2名以上)など、遠征に参加する大人の数によりいくつか役割を分担できますが、これに限りません。最寄り警察署の生活安全課と関係が深い人(遠征先の最寄りクラブのコンプライアンスオフィサーやセーフゲーディング担当など)と連絡が取れる場合、後に行方不明者届を出す場合の助けとなります
- その選手(複数の場合もあり得る)の情報を集めること
  - ※その選手(子どもたち)がスマートフォンや携帯電話を持っている場合、継続的に連絡を入れておくことで発信記録(時間や位置情報)が残ります。外出先で行方不明になった場合、選手全体が精神的に動揺しないように配慮しながら、グループの中でその選手を最後に見た人を特定し、宿泊先で同室の選手(子どもたち)に外出前の様子を確認し、その情報をまとめておくことが必要です
  - ※選手(子どもたち)の容姿の特徴および服装(可能であれば、顔写真と全身の写真を含む)を伝えられるようにしておくことも必要です
- 可能な限り迅速に保護者に状況の報告ができ必要な承諾を得られること
  - ※上記の情報と今後の手順を保護者に伝えるとともに、出発前の自宅などでの様子に変わりがなかったか(家庭以外での出来事などを含む)、そして選手(子どもたち)がスマートフォンや携帯電話を持っている場合、契約しているそのスマートフォンや携帯電話の通信会社を確認しておくとその後の捜索に役立つ場合があります
  - ※状況によっては保護者による「行方不明者届」の提出が必要です
- 他の選手(子どもたち)への影響を考慮できること

※他の選手（子どもたち）は、このような状況に苦痛を感じる可能性があるため、安全が確保できる場所に移動した後、2名以上の大人がいる状況をつくるなどして安心させる必要があります

## 2) 遠征先が国内の場合

- 保護者と相談の元、可能な限り迅速に警察に110番通報できること
- 警察のアドバイスに従いながら、現在位置の状況に合わせて周囲の人々に速やかに助けを要請しながら捜索できること

※公共の建物の中にいる場合には、その建物のスタッフに事情を伝え、捜索を手伝ってもらう方法があります

※出口を遮断でき、監視カメラの動画を利用できる場所にいる場合には、これを利用する方法があります

## 3) 遠征先が国外の場合

- 保護者、旅行会社と相談の元、在外公館（在外の日本大使館や総領事館）のアドバイスを受けその指示やアドバイスに従うこと

※今後のリスク回避の方法を明確にするために、遠征に関わったメンバー（ただし精神的状態を考慮し任意で行うことを推奨します）の事後の報告をもとに、ポリシーや手順を見直す必要があります

**【テンプレート集】**
**1) 遠征の計画に役立つチェックリスト(案)**

遠征の目的 試合／トレーニング その他：.....
<input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 日時 <input type="checkbox"/> 場所 <input type="checkbox"/> 参加者（スタッフ/選手） <input type="checkbox"/> 遠征の手配（旅行代理店、※海外の場合 現地コーディネーター）
保護者とのコミュニケーション <input type="checkbox"/> セーフガーディング担当者（または代理）の氏名/電話番号を保護者および選手と共有 <input type="checkbox"/> 遠征先および宿泊先の詳細情報の共有（住所/電話番号） <input type="checkbox"/> 送迎時間について同意 <input type="checkbox"/> 交通機関手配 <input type="checkbox"/> 遠征詳細について共有 <input type="checkbox"/> 道具一式/機器リストの共有同意書への署名 <input type="checkbox"/> 病状（アレルギー等）または機能障害および対応の必要性、および投薬セーフガーディングについての取決め（懸念事項の報告、監督等）

交通手段 <input type="checkbox"/> 送迎時間（保護者と時間について共有し、指定時間に保護者が子どもを送迎できない場合にどうするかについて協議） <input type="checkbox"/> 移動手段が適切か、アクセス可能か <input type="checkbox"/> 遠征先滞在中の移動手段（専用バス、専属ドライバーが望ましい）ドライバーについて調査、行動規範に署名していることを確認
--

宿泊施設 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> タイプ（ホテル、ホステル等）、設備（食堂、浴室、水道飲料の可否、トイレ様式）</li> <li><input type="checkbox"/> 可能であれば大会前に訪問し安全確認を修了しておく</li> <li><input type="checkbox"/> 食事（特別食、食物アレルギーへの対応）</li> <li><input type="checkbox"/> 遠征目的に適したものか。</li> <li><input type="checkbox"/> 部屋のリスト（禁煙部屋であること、スタッフと選手の部屋の配置、部屋割り）</li> </ul>
選手のための準備 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遠征先の情報（※海外遠征の場合は外務省情報を参照し作成）</li> <li><input type="checkbox"/> 地理、気候、言語、時差、通貨、文化、宗教、治安、環境</li> <li><input type="checkbox"/> 行動規範（服装と行動に関して）</li> <li><input type="checkbox"/> 飲食物</li> <li><input type="checkbox"/> 電話と連絡先</li> </ul>
監督および人員配置 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 選手に対するスタッフの割合について同意男性/女性スタッフの明確な役割</li> </ul>
文書関連 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 旅券、パスポート、ビザ</li> <li><input type="checkbox"/> 宿泊施設および旅行予約文書</li> </ul>
保険 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 免責</li> <li><input type="checkbox"/> 事故</li> <li><input type="checkbox"/> 医療</li> </ul>
緊急時の手順 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ケガ急病の場合、応急手当、必要な場合に選手が利用できる特定医療情報、地域の緊急医療施設、病院等に関する情報</li> <li><input type="checkbox"/> 自然災害、感染症、事件・事故、社会情勢の変化（テロ・ロックダウン）等への対応</li> <li><input type="checkbox"/> 紛失・盗難、行方不明等への対応</li> </ul>

## 現地到着

- 部屋、食事時間の確認
- グループミーティング開催
- スタッフと手順を確認
- 規則についての説明（貴重品管理、体調管理、門限、禁忌事項）

2)保護者同意書(案)

18歳未満の選手の保護者はこの書式への署名を行う必要があります。

保護者氏名 :			
連絡先電話番号 :			
イベント/大会名			
保護者同意文			
私はこの活動への私の子どもの参加に同意します。			
私は以下の医療情報に関する質問に答え、病気または事故が起こった場合に、必要な治療が私の子どもに行われることに同意します。これには麻酔薬投与が含まれます。			
私は、必ずしも私の子どもに起こったすべての損失、損害または傷害についてクラブが責任を負うことは出来ないことを了承します。※クラブのスタッフは事故が起こらないよう最大限注意を払います。			
私は行動規範を熟読し、私の子どもが責任を持って行動することを認めます。			
交通手段の手配			
私は私の子どものために行われた交通機関の手配について同意します。			
子どもの詳細情報* (はっきり記入してください)			
名 :		姓 :	
年齢 :		生年月日 :	
自宅住所			
子どもの医療情報			
貴方の子どもは以下に該当しますか :			
<input type="checkbox"/>			
アレルギーはありますか?	はい	いいえ	はいと答えた場合には 詳述してください :
薬は服用していますか?	はい	いいえ	はいと答えた場合には 詳述してください :
特に援助を必要とする持病・傷害がありますか?	はい	いいえ	はいと答えた場合には 詳述してください :

特別な対応を必要とする 障害がありますか?	はい    いいえ	はいと答えた場合には 詳述してください：	
--------------------------	-----------	-------------------------	--

医師名：		他の情報：	
医師の電話番号：			

個人情報保護法の範囲に照らし合わせて作成することを推奨します

私の知る限りにおいて、私の子どもは上述の状況以外にいかなる病気にも罹患していないことを確認し、これに変更がある場合には、協会に通知することを確認致します。

保護者署名：

.....

私の子どもが遠征時には、連絡窓口の担当者が以下のスタッフであることを承知しています：

### 3) 活動中の写真および動画の撮影とその利用に関する同意書(案)

この書式には、選手の保護者の署名が必要です。

クラブは、画像および動画をその意図する目的のためのみに使用することを、可能な限りの措置をとり確証することをお約束します。画像および動画が不適切に使用されていることに気付いた場合には、直ちに報告してください。全ての画像は、個人情報保護法に従って安全に保管することをお約束します。

保護者が記入：

私は、協会、リーグまたはクラブのホームページ上または印刷物上での私の子どもの写真または動画の使用を許可します。

私は、協会、リーグまたはクラブのソーシャルメディア上での私の子どもの写真または動画の使用を許可します。

保護者の署名：	保護者の名前：
日時：	

## Jリーグ セーフガーディングガイドライン(試行版)

発行日:2021年2月24日

発行:Jリーグ セーフガーディングワーキンググループ

本ガイドラインはJリーグに所属の各クラブが使用するために作成されています。  
クラブ内での利用以外の二次利用はお控えください。